

いたさせ候や、自分書候書有之やの旨被仰出候。板行の儀は勿論、自分に作り候ものも無御座候よし、久八申上候。其仔細は四郎右衛門常々遺言にて、我等相果候はゞ三壺記に限不申、手馴候記録並封印仕置候書本許多候間、それを以て火葬の焚艸に可仕候と、かたく申置候に付其通にいたし、不殘送葬の時焼捨申候。三壺記は四郎右衛門一人の作にては無之、平生脇田九兵衛家へ心安く出入いたし候て、九兵衛も餘程迭代有之候旨。常に禪學を好申候。市島久話

一、三壺記といふ記録 (二)

原田又右衛門長矩、今年八十三歳也。十餘年前御尋被成候は、高岡の御城被築候年月、若覺候はゞ可申上の旨、本多圖書を以て被仰出候。長矩圖書御座候間、相考可申上旨御請仕候。下宿の後三壺記相考候處、年月相知候に付、其冊子相添入御覽候處、此書は則作者山田四郎右衛門手跡にて、御見覺被遊候。如何様の譯にて致所持候やの旨、御尋有之候。四郎右衛門儀、長矩方へ常々心安く出入仕候て、此一部十四冊自筆に相調指越置候旨申上候處、一部不殘御所望被遊、則圖書を以て指上之申候。其後長矩方には三壺

記所持不仕候。不存寄俄に指上候ゆゑ寫本も無之旨也。三壺記と名付申候仔細は、如何と相尋候處、四郎右衛門此間書相調候節、側に壺を置候て一つ〱壺中へ投込置候處、壺三つに滿候て其後冊子に仕候。依之三壺記と稱し申候旨。原田又右衛門書。天保十一年十一月廿二日。

一、御持筒足輕御止被成候次第

瑞龍公御代御持筒足輕二組有之、其頭本庄主馬、河原兵庫相勤候。一組百人宛有之、二人三十五俵宛、小頭者五十俵被下、御徒者より列も上也。平生は御奉公も不相勤、一年に二三度宛人形を打、丁を付申候。火事の時金澤にて石川、河北兩御門の警固に罷出候。微妙公御代の内、御持筒二組御止被成候て、其足輕不殘御先手に被成、二十九俵宛被下候。依之御斷申上御暇願候者共は、願の通御暇被下候。此時御先手八十六組に被仰付候。右の儀先年御尋有之候へども、歴々の内に覺申者無之、足輕市嶋小平覺罷在候て申上候。本庄主馬御知行三千石被下候。御暇申上京都へ罷越候に付、御家子孫無之候。小平子久左衛門話

一、稻葉正休、大老堀田正俊を弑殺

貞享元年八月廿八日、濃州青墓の領主一萬二千石 稻葉石見守正休、伊勢正徳藩子にて初は攝關、御大老堀田筑前守正俊、下總古河城主十三萬石、佐と云。室督五千石也。天和二年五年當に任。此始末は筑州へ將に少を於殿中弑殺しぬ。 大久保加賀守忠朝見つけ、狼藉人と呼て石州を被切付候。戸田山城守忠昌、阿部豊後守正武も、二三の太刀を被致候。依て兩人共絶命也。石見亂心にて筑州を弑殺の趣に成、其趣達上聞候。然所石州懐中に遺書其言葉に云。

私親伊勢守、先年於駿府不慮に横死仕候所、家督無相違被仰付、其上嚴有院様御側にて被召仕、御厚恩に預り奉り、且又御當代に罷成猶御加恩拜領、生々世々此等の御厚恩共難有難報故に、筑前守と討果候。以上。

右之趣に付狂亂にては無之、忠義憤發の所致かと人々令推察候。正俊の縦奢、時人の見聞する所は、四月十七日國忌甚重候處に、小舟に棹さして魚を釣て遊歴せられし事、延寶・天和の間に天下の政道大に變じ、風俗奢靡下民困窮の基を啓き、越後の中將を始め許多の諸侯、國除かれ家絶し

輩、多くは此人の所業と云。稻葉美濃守正則は、猷廟以來の執政にして、政道無私事は人口にあり。そのうへ筑州の男にして、其娘に男子も三人出生す。然に其威名を嫉妬し、讒を以て隱居させしも實は此人の所爲と云。板倉内膳正、松平因幡守の職事を取放し、外様へ出せしも此人の口入故也と云。御船安宅丸を破却し、天下の費用を省略すとの言上も、人心かつて不服、寛永十年造立、海上備の爲に御前代よりすゑ被置候所、忽令破滅候。其兄上野介正信は、御政道のむかしと違たる所を深く嘆き、領知佐倉十二萬石を指上て、御旗本の困窮を御救ひ有之様に仕との願を立て、終に自殺しておのれが志を現せしに、その兄の一命に替て志願せられし事は、聊も不心附、却て右の趣共超過せるが故に、石州忠憤を激し弑殺して、其身も共に害に逢被申候。誠に殊勝の事ならずや。

一、稻葉伊勢守、小姓に刺殺さる

父伊勢守正能、明暦元年九月駿河御城番に候所、其家老安藤甚五左衛門と云者、勢州寵愛の小姓松長喜内と云者と密通し、互に刎頸の交をす。其儀勢州の聞にも達しぬる事を